

第 1 4 号議案

桶川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

桶川市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項を加える。

改正前	改正後
(職員のサービスの宣誓) 第2条 略	(職員のサービスの宣誓) 第2条 略 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に係る規定を追加したいので、この案を提出するものである。